

5

ご案内

CONTENTS

1	郵便貯金の預入限度額等	120
1.	郵便貯金の預入限度額	120
2.	郵便貯金の貸付限度額	120
3.	郵便貯金通帳の冊数制限	120
4.	郵便貯金の預入限度額、貸付限度額及び冊数制限の管理	120
2	郵便貯金の本人確認	121
3	郵便貯金の非課税制度	121
4	郵便貯金の権利消滅	123
5	郵便貯金利子端数計算方法の見直し	123
6	お客さま相談窓口	124
1.	郵便貯金の相談窓口	124
2.	郵便貯金カード紛失センター	126
3.	暮らしの相談センター	128
4.	その他のご案内・ご相談の窓口	128

1. 郵便貯金の預入限度額

【郵便貯金のご利用は、法律の定めによりお一人1,000万円まで】

一般の限度額の範囲内（1,000万円）で、通常貯金、積立貯金、定額貯金、定期貯金、教育積立貯金がご利用になれます^(注)。ただし、教育積立貯金は積み立てられる金額が200万円までとなっています。

また、この一般の限度額とは別に、沖縄県内に住宅の購入などを予定している方については、資金づくりに便利な住宅積立貯金を50万円までご利用になれます（住宅積立貯金専用の限度額）。

このほか、勤労者の方を対象とした財形貯金は、一般財形定額貯金、財形年金定額貯金、財形住宅定額貯金の3種類の貯金を合わせて、一般の限度額や住宅積立貯金専用の限度額とは別枠で550万円までご利用できます（財形貯金専用の限度額）。ただし、財形年金定額貯金は385万円がご利用になれる限度額となっています。

なお、一般財形定額貯金については、財形貯金専用の限度額が一杯となっても、一般の限度額に余裕があれば、その余裕額までは貯金することができます。

注：確定拠出年金において、加入者又は運用指図者となられた方は、一般の限度額の範囲内で、確定拠出年金郵便貯金への運用の指図ができます。

2. 郵便貯金の貸付限度額

【郵便貯金を担保とした貸付けは、法令の定めによりお一人300万円まで】

預金者の生活上の必要を満たすため、個人のお客さまについては、定額貯金、定期貯金、財形定額貯金、積立貯金を担保に預入金額に利子を加えた額の90%以内、かつ、300万円まで貸付けをご利用になれます。ただし、積立貯金並びに総合通帳にセットされた定額貯金又は定期貯金などは、預入金額の90%以内、かつ、300万円までとなっています。

3. 郵便貯金通帳の冊数制限

【通常貯金通帳及び住宅積立貯金通帳は、法律の定めによりお一人1冊まで】

通常貯金通帳のご利用については、通常郵便貯金と通常貯蓄貯金との別にお一人さま1冊まで（冊数制限）となっています。また、住宅積立貯金通帳についても、お一人さま1冊までとなっています。

4. 郵便貯金の預入限度額、貸付限度額及び冊数制限の管理

郵便貯金のデータはコンピューターで全国分を一括管理しており、預入限度額及び貸付限度額を超えていないか又は冊数制限を超えて通帳が作られていないか管理しています。

- ・ 預入限度額を超えた場合には、お客さまにお知らせして預入限度額の範囲内になるよう貯金の一部を払戻ししていただきます。

なお、預入限度額の範囲内になるよう払戻ししていただけないときは、預入限度額の範囲内となるよう貯金の一部を払戻しさせていただき、その払戻金で国債を購入させていただくこととなりますので、ご注意ください。

- ・ 貸付限度額を超えた場合には、お客さまにお知らせして貸付限度額の範囲内になるよう貸付金の一部を返還していただきます。

なお、貸付限度額の範囲内になるよう返還していただけないときは、貸付限度額の範囲内になるよう、貸付けの担保とする郵便貯金を払い戻しさせていただき、その払戻金から、貸付金とその利子を返還させていただくこととなりますので、ご注意ください。

- ・ 通常貯金について同じ種類の通帳を2冊以上ご利用になられている場合には、お客さまにお知らせして1冊になるよう他の通帳について解約するか又は1冊にまとめていただきます。

なお、冊数制限を違反して2冊以上ご利用になりますと、2冊目以降の通帳には利子が付かなくなるほか、2冊目以降の通帳で既にお支払いした利子があるときは、その金額を貯金残高から控除し、又は追徴させていただきますこととなりますので、ご注意ください。

2 郵便貯金の本人確認

郵便局では、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(平成14年法律第32号)に基づくほか、預入限度額等の管理を行うため、口座を開設されるときや200万円を超える大口の現金取引をされる場合は、お客さまからお名前・ご住所・生年月日の入った公的機関の発行した証明書類の原本を提示していただき、ご本人であることを確認させていただきます。

なお、すでにお持ちの通帳や貯金証書についても住所変更や氏名変更の届出をされるときには本人確認をさせていただきますほか、200万円を超える大口の現金取引等(新たな預け入れや払戻し・解約等)をされるときにも、改めて本人確認をお願いすることがあります。

日頃ご利用いただく郵便局で、一度、本人確認をさせていただくと、次回から本人確認書類の提示を省略することができますので、本人確認資料を提出されたときに、次回からも当該局を利用する旨を局員にお申し付けください。

また、ご提示いただいた証明書類については、後日、確認した書類が特定できるようコピー等を取らせていただいています。

ご本人の確認が必要なお取扱い	本人確認に使用できる書類等
<ul style="list-style-type: none"> ● 郵便貯金の新規預入等 ● 郵便振替の加入 ● 国債の新規購入申込み ● 200万円を超える現金又は証券の受払を行う大口の現金取引(為替の振出/払渡し、口座への払込み、小切手・払戻証書等の払渡し、国債の元利金の支払い、外貨両替等) ● 外国への送金 ● 住所変更又は氏名変更の届出 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>次の書類(住所、氏名及び生年月日が記載されているものに限ります。)のいずれかひとつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● 各種保険証 ● 国民年金手帳 ● 児童扶養手当証書 ● 特別児童扶養手当証書 ● 母子健康手帳 ● 身体障害者手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳 ● 療育手帳 ● 戦傷病者手帳 ● 外国人登録証明書 ● 旅券(パスポート)・乗員手帳 ● 住民基本台帳カード(写真付に限ります。) ● お取引で使用する印鑑に係る印鑑登録証明書 <p style="text-align: right;">など</p>

注：法人の場合は、登記簿謄本等により法人としての本人確認をさせていただきます。また、法人の場合や代理人が手続を行われる場合は、名義人のほか、実際に手続を行われる方の本人確認もさせていただきます。

3 郵便貯金の非課税制度

身体障害者手帳をお持ちの方、遺族年金を受給されている方(妻に限ります。)等は、民間金融機関と別枠で、郵便貯金の元本350万円までの利子を非課税扱いで預入することができます。^(注1)

非課税扱いで預入する際は、所得税法令の規定に基づいて、公的書類^(注2)の原本を提示していただき、所得税法令に定める非課税対象者であることを確認させていただきます。

なお、350万円の限度額を超えて非課税扱いで預入を申し込まれた場合は、非課税としてお預けになったすべての郵便貯金の利子が課税扱いとなりますので、お手持ちの貯金証書等により非課税扱いの預入総額を確認していただき、非課税限度額を超えることのないようお気をつけください。^(注3)

また、身体障害者手帳をお持ちの方等は、障害者等の少額公債の利子非課税制度があり、民間金融機関と共通

枠で、国債と地方債^(注4)の額面の350万円までの利子が非課税となります。^(注1)

その他、勤労者の方^(注5)を対象とした「財形貯蓄非課税制度」があります。ただし、非課税扱いとなる対象は、使用目的を限定した財形住宅定額貯金と財形年金定額貯金^(注6)だけで、一般財形定額貯金は課税扱いとなります。非課税限度額は、財形住宅定額貯金と財形年金定額貯金を合わせて最高550万円（ただし、財形年金定額貯金は最高385万円）となっています。

注1：平成14年4月1日に租税特別措置法等の一部を改正する法律が試行され、高齢者等の少額貯蓄非課税制度（いわゆる老人マル優）及び老人等の少額公債の利子非課税制度（特別マル優）については、適用対象者である年齢65歳以上の方（障害者等に該当する方を除く。）が、平成15年1月1日から段階的に適用対象外となり、平成18年1月1日以降、障害者等の少額貯蓄非課税制度及び障害者等の少額公債の利子非課税制度に改組されました。下記の「改正概要」をご覧ください。

注2：公的書類とは、非課税対象者であることと住所・氏名・生年月日が確認できる身体障害者手帳、年金証書など所得税法令により規定された書類となっています。

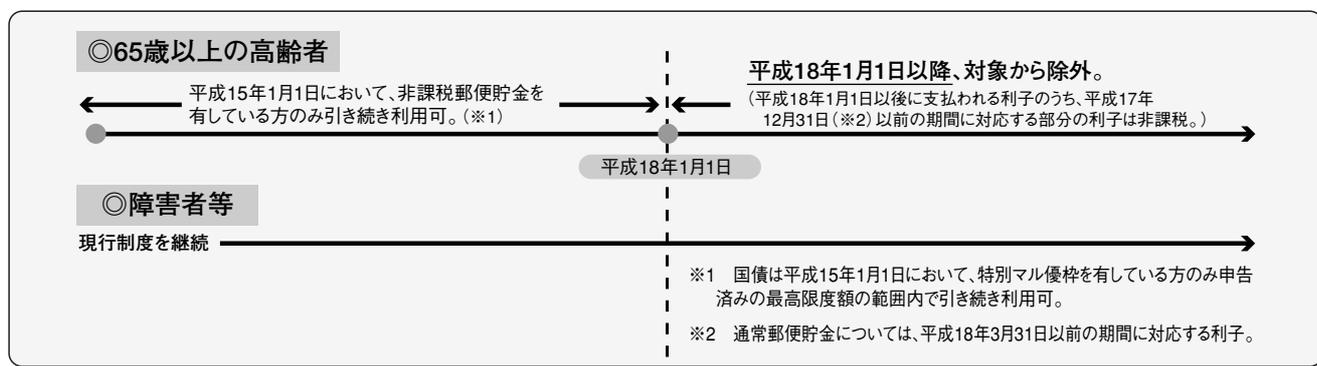
注3：通常貯金、積立貯金、担保貯金又は通帳式の定額・定期貯金を非課税扱いで預け入れする際に最高限度額を設定されたときは、実際の預入金額にかかわらず最高限度額の金額を当該貯金の預入額として、非課税総額の計算を行いますのでご注意ください。

注4：郵便局では地方債の販売は行っていません。（平成18年7月現在）

注5：勤労者の方とは、勤労者財産形成促進法第2条における「職業の種類を問わず、事業主に雇用されている者」であり、事業主の方、事業主に雇用されていない方は、対象となりません。

注6：財形住宅定額貯金、財形年金定額貯金のご利用は、1人の勤労者の方につき、各々1契約に限られます。

■改正概要



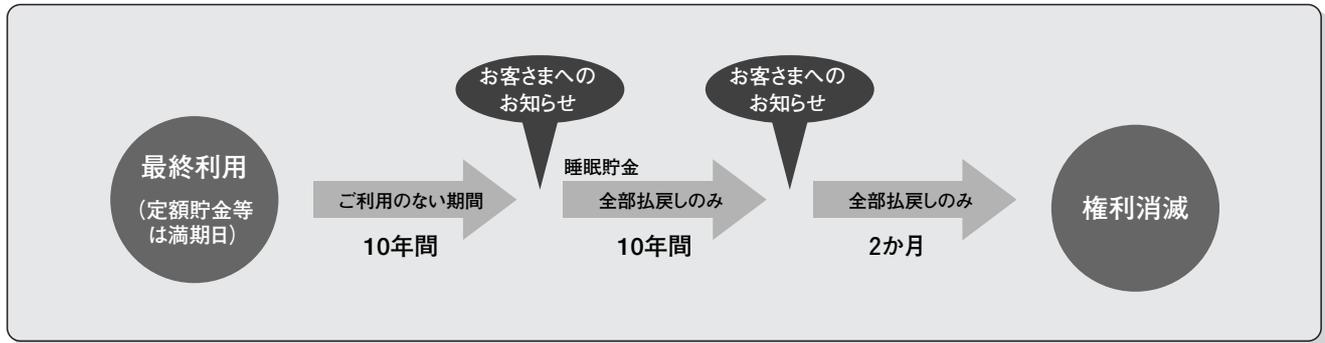
4

郵便貯金の権利消滅

一定期間ご利用のない郵便貯金をお持ちのお客さまに、「貯金の権利が間もなく消滅する」旨のお知らせをお送りし、お知らせをお送りした日から2か月を経過しても払戻しのご請求がない場合には、郵便貯金の権利が消滅いたしますので、ご注意ください。

ご利用の予定がない通常貯金や満期を迎えた定額貯金は、お早めに払戻しの手続きをしていただきますようお願いいたします。

■権利消滅までの流れ



- 最後のご利用（預入、払戻し、改印、転居の届出、利子の記入の請求など）から10年を経過する通常貯金あるいは満期後10年を経過する定額貯金等について、「払戻しをお勧めする」旨のお知らせをお送りします。
- その後は全額払戻しのみのお取扱いをする貯金（睡眠貯金）として更に10年間お預かりします。
- 睡眠貯金としてお預かりする10年間に払戻しのご請求がないときは、「貯金の権利が間もなく消滅する」旨のお知らせをお送りします。
- お知らせをお送りした日から2か月（通算20年2か月）を経過しても払戻しのご請求がないときには、貯金の権利が消滅するお取扱いとさせていただきます。
- 「お知らせ」が届きましたら、貯金通帳又は貯金証書、印鑑及びご本人であることを確認できる健康保険証などの証明書類をご持参の上、お近くの郵便局までお越しください。

5

郵便貯金利子端数計算方法の見直し

低金利下において、預入金額を小口化することにより、約定利率で計算した利子よりも受取利子が大きく上回るといった状況が発生したことから、これを是正するため、平成17年4月1日から郵便貯金の利子の端数計算方法を変更し、民間金融機関の利子の端数計算方法と同様としました。

概要は以下のとおりです。

変 更 前	変 更 後
<p>利子が1円以上のときは、1円未満の端数を切り捨てます。 ただし、利子の全額が1銭以上1円未満のときは、1円に切り上げます。</p>	<p>利子の1円未満の端数については、その端数を切り捨てます。 ただし、合併預入（〇〇〇円×〇〇〇口）の郵便貯金を同時に払い戻すときには、口数倍後の利子の1円未満の端数を切り捨てます。</p>

注：平成17年3月31日以前に預入された郵便貯金を含め、平成17年4月1日以降、利子を計算するとき（払戻し、自動継続など）に適用します。

1. 郵便貯金の相談窓口

フリーダイヤルによる郵便貯金電話案内サービス

郵便貯金 電話案内 サービス	受付時間	平日 午前8:30～午後6:00
	電話番号	フリーダイヤル 0120-108420
郵便貯金 英語案内 サービス	案内内容	郵便貯金全般に関するお問い合わせ
	受付時間	平日 午前8:30～午後6:00
郵便貯金 テレフォン & FAX サービス	電話番号	フリーダイヤル 0120-085420
	案内内容	郵便貯金全般に関するお問い合わせ（英語専用）
郵便貯金 テレフォン & FAX サービス	受付時間	終日（24時間）
	電話番号	フリーダイヤル 0120-247420
	案内内容	郵貯情報サービス（電話又はFAX） 暮らしに役立つ便利な郵便貯金の商品・サービスをお知らせします。

注：FAXサービスが利用できるのは、電話付きFAXに限られます。

郵便貯金地域センター

全国の郵便貯金地域センターに郵便貯金相談室を設置し、郵便貯金や郵便振替等についてのお尋ねやご相談を承っています。

郵便貯金相談室 全国統一フリーダイヤル番号（お近くの郵便貯金相談室につながります。）

0120-108420 (デンワでシツモン)

受付時間：8:30～18:00（土日・休日を除く）

注：携帯電話、PHS等からのお問い合わせは、各センターの電話番号をご利用ください。

（平成18年4月1日現在）

支 社	郵便貯金地域センター	所 在 地	電話番号
北 海 道	道 北	〒070-8799 旭川市六条通6丁目28-1	0166-21-5230
	道 央	〒060-8797 札幌市中央区北2条西4丁目3	011-214-4370
	道 南	〒040-8799 函館市新川町1-6	0138-21-1320
東 北	青 森	〒030-8799 青森市堤町1丁目7-24	017-721-5264
	岩 手	〒020-8794 盛岡市志家町12-1	019-621-7050
	宮 城	〒980-8794 仙台市青葉区一番町1丁目3-3	022-716-9923
	秋 田	〒010-8794 秋田市中通2丁目2-15	018-887-4526
	山 形	〒990-8794 山形市小白川町2丁目8-66	023-627-6020
	福 島	〒963-8794 郡山市清水台2丁目13-21	024-990-2383
関 東	茨 城	〒312-0052 ひたちなか市東石川1丁目10-20	029-354-5916
	栃 木	〒320-8794 宇都宮市塙田1丁目3-33	028-600-3278
	群 馬	〒370-8799 高崎市高松町5-6	027-310-6061
	埼 玉	〒330-9797 さいたま市中央区新都心3番地1	048-600-2270
南 関 東	千 葉	〒270-2299 松戸市松飛台470-1	047-311-2875
	神 奈 川	〒224-8794 横浜市都筑区茅ヶ崎中央38	045-949-6034
東 京	山 梨	〒400-8794 甲府市北口1丁目5-17	055-255-6128
	東 京	〒330-9794 さいたま市中央区新都心3-1	048-600-3898
信 越	新 潟	〒950-8794 新潟市八千代1丁目7-28	025-290-6375
	長 野	〒380-8797 長野市栗田801	026-231-5007
北 陸	富 山	〒930-0002 富山市新富町1丁目1-12	076-439-9623
	石 川	〒920-8797 金沢市尾張町1丁目1-1	076-231-7930
	福 井	〒918-8799 福井市板垣4丁目201	0776-33-8904
東 海	岐 阜	〒500-8799 岐阜市清住町1丁目3-2	058-267-4019
	静 岡	〒420-8799 静岡市黒金町1-9	054-275-0347
	愛 知	〒469-8794 名古屋市中区三の丸2丁目6-2	052-955-1611
	三 重	〒514-8799 津市中央1-1	059-213-7501
近 畿	滋 賀	〒520-0287 大津市今堅田2丁目21-26	077-571-1511
	京 都	〒600-8787 京都市下京区東塩小路町843-12	075-354-4766
	大 阪	〒531-8787 大阪市北区大淀中1丁目3-6	06-4799-1161
	兵 庫	〒650-8787 神戸市中央区栄町通7丁目1-1	078-367-4821
	奈 良	〒635-8787 大和高田市神楽2丁目7-46	0745-24-5227
	和 歌 山	〒640-8787 和歌山市美園町4-90	073-435-1457
中 国	鳥 取	〒683-8799 米子市弥生町2-11	0859-38-5391
	島 根	〒690-8794 松江市東朝日町152	0852-20-6518
	岡 山	〒700-8794 岡山市大供1丁目8-1	086-212-1340
	広 島	〒730-8797 広島市中区東白島町19-8	082-511-4613
	山 口	〒750-8794 下関市宮田町1丁目6-1	0832-28-2376
四 国	徳 島	〒770-8787 徳島市南前川町2-5	088-626-7122
	香 川	〒760-8787 高松市番町3丁目3-17	087-832-5477
	愛 媛	〒790-8787 松山市宮西1丁目3-44	089-915-1146
	高 知	〒781-8787 高知市介良乙952-1	088-878-7052
九 州	福 岡	〒812-8794 福岡市中央区大名2丁目5-1	092-736-1602
	佐 賀	〒849-8799 佐賀市高木瀬西3丁目2-5	0952-36-6471
	長 崎	〒852-8794 長崎市岩川町9-17	095-841-9280
	熊 本	〒860-8797 熊本市城東町1-1	096-319-5885
	大 分	〒870-8799 大分市府内町3丁目4-18	097-514-3251
	宮 崎	〒880-0802 宮崎市別府町6-17	0985-83-2965
沖 縄	鹿 児 島	〒890-8794 鹿児島市武1丁目8-8	099-263-8150
	沖 縄	〒900-8799 那覇市壺川3丁目3-8	098-833-7265

2. 郵便貯金カード紛失センター

通帳（証書）やキャッシュカードの紛失・盗難届は、次の専用フリーダイヤルで受け付けています。また、紛失・盗難届は、お近くの郵便局でも受け付けています。

電話番号	(フリーダイヤル) なくし たときは はやく お届け 0120-794889
受付時間	24時間(年中無休)

■ 暗証番号に関するご注意

通帳及びキャッシュカードは他人に使用されないよう保管してください。また、郵便貯金キャッシュサービスの暗証番号は他人に知られないようご注意ください。

具体的には、次のようご注意ください。

- 暗証番号の管理
 - ・ 暗証番号を他人に知らせない。(郵便局から暗証番号を照会することは一切ありません。電話などによる照会には応じないでください。)
 - ・ 暗証番号を通帳又はキャッシュカードに記載しない。
 - ・ 通帳又はキャッシュカードと暗証番号のメモと一緒に保管(あるいは携帯)しない。
 - ・ 暗証番号には、生年月日、自宅や勤務先の住所や電話番号、連続番号、同一番号、自家用車のナンバーなど推測されやすい番号や、ロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用している番号を使用しない。
 - ・ 暗証番号は定期的に変更する。
- 通帳又はキャッシュカードの管理
 - ・ 安易に通帳又はキャッシュカードを他人に渡さない。(病気のお客さまが介護ヘルパー等に渡すなど、やむを得ない場合を除きます。)
 - ・ 通帳又はキャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、容易に盗難に遭うような場所に置かない。
 - ・ 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなど通帳又はキャッシュカードを容易に他人に奪われるような状況にしない。
 - ・ 定期的にATM等による通帳記入又はキャッシュカードによる残高照会を行い、不正な払戻しが行われていないことを確認する。

(注意事項と重要なお知らせ)

- お客さまが、通帳及びキャッシュカードが他人に使用されないよう適切に管理を行っていたにもかかわらず、通帳又はキャッシュカードが偽造され、又は盗難に遭い、次のことをお守りいただいているときは、その貯金が他人に払い戻された場合、損害を補てんします。ただし、窓口での払戻し及びインターネットホームサービスによる送金はこの限りではありません。
 - ① 盗難等に気付いてから速やかに、当会社に連絡が行われていること
 - ② 当会社の調査に十分にご説明・ご協力いただけること
 - ③ 当会社に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難等が推測できる事実を確認できるものをお示しいただけること
- 通帳又はキャッシュカード、暗証番号の管理について、お客さまに過失がある場合、損害の補てんに応じられないこと又は補てん額を減額することがありますので、ご注意ください。

通帳又はキャッシュカードが偽造され、又は盗難に遭い、他人に払い戻されても損害の補てんに応じられないお客さまの過失となりうる場合

1 お客さまの重大な過失となりうる場合（損害の補てんに応じられません。）

- (1) お客さまが他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) お客さまが暗証番号をキャッシュカード等（通帳を含みます。以下同じ。）上に記載していた場合
- (3) お客さまが他人にキャッシュカード等を渡した場合
- (4) その他お客さまに（1）から（3）までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

注：上記（1）及び（3）については、病気のお客さまが介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカード等を預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカード等を渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

2 お客さまの過失となりうる場合（盗難時には損害の補てんを減額させていただきます。）

(1) 次の①または②に該当する場合

- ① 当会社から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、連続番号、同一番号、自動車などのナンバーを暗証番号とし、かつ、キャッシュカード等をこれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに記載し、かつ、キャッシュカード等とともに携行・保管していた場合
- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

① 暗証番号の管理

- ア 当会社から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の暗証番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、連続番号、同一番号、自動車などのナンバーを暗証番号としていた場合
- イ 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

② キャッシュカード等の管理

- ア キャッシュカード等を入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状況においた場合
- イ 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカード等を容易に他人に奪われる状況においた場合

- (3) その他（1）、（2）の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

3. 暮らしの相談センター

郵便貯金に関する苦情・紛争解決支援サービスを行っています。
受付時間は、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までです。
注：休日及び12月29日から1月3日は休ませていただきます。

(平成18年4月1日現在)

相談センター名	郵便番号	所在地	電話番号
東京新宿	〒160-0022	新宿区新宿3-1-16 損保ジャパン新宿東ビル8階	03-3353-6861
大阪駅前	〒530-0001	大阪市北区梅田1-11 大阪駅前第四ビル7階	06-6347-1512

4. その他のご案内・ご相談の窓口

○ 郵便に関するご案内・ご相談の窓口

日本郵政公社サービス相談センター

ふみにはハロー
0120-232886 (通話料無料)

平日 8:00～22:00

土・日・休日 9:00～19:00

○ 簡易保険に関するご案内・ご相談の窓口

かんぽコールセンター

ここにきこう
0120-552950 (通話料無料)

平日 9:00～21:00

土・日・休日 9:00～17:00

(1月1日～3日を除く。)

○ 日本郵政公社全般に関するご案内・ご相談の窓口

日本郵政公社サービス相談センター

ふみにはハロー
0120-232886 (通話料無料)

平日 8:00～22:00

土・日・休日 9:00～19:00

日本郵政公社法施行規則に基づく索引

日本郵政公社法施行規則 第42条 (単体決算関係)

公社は、法第六十五条第二項の規定に基づき、毎事業年度、郵便貯金業務に関し、次に掲げる事項を公表しなければならない。

1 組織に関する次に掲げる事項	
イ 組織の概要	69
ロ 役員の氏名及び役職	69
ハ 主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地	70
ニ 都道府県別の郵便局の数	63
2 業務の内容	56
3 業務に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における業務の概況	12-13
ロ 直近の五事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	87
(2) 経常利益又は経常損失	87
(3) 当期利益又は当期損失	87
(4) 郵便貯金業務の区分に係る貸借対照表の内訳中資本の部において記載された設立時資産・負債差額の金額	87
(5) 純資産額	87
(6) 総資産額	87
(7) 郵便貯金残高及び郵便振替預り金残高	87
(8) 貸付金残高	87
(9) 有価証券残高	87
(10) 法第三十六条第一項又は第二項の規定による整理を行った後の積立金の額及び法第三十七条に規定する公社の経営の健全性を確保するため必要な額として政令で定めるところにより計算した額	87
(11) 職員数	87
ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標として以下に掲げる事項	
・ 業務の状況を示す指標	
1 業務粗利益及び業務粗利益率	88
2 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	88
3 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	88
4 受取利息及び支払利息の増減	89
5 総資産経常利益率及び資本経常利益率	89
6 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	89
・ 郵便貯金に関する指標	
1 流動性貯金、定期性貯金の平均残高	89
2 定期性貯金(郵便貯金法第七条第三号に規定する定額郵便貯金を除く。)の残存期間別の残高	90
3 定期性貯金の預入期間別の残高	90
・ 資産運用に関する指標	
1 主要資産(現金預け金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、預託金、貸付金、合計(うち海外投融資)等)の区分ごとの平均残高	105
2 主要資産(現金預け金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券(公社債、外国債、その他の証券)、預託金、貸付金(預金者貸付、国債等担保貸付、地方公共団体貸付、郵便業務への融通)、その他、合計(うち外貨建資産)等)の区分ごとの資産の構成及び資産の増減	104
3 現金預け金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、公社債、外国債、預託金、貸付金(うち地方公共団体貸付)、合計等の区分ごとの運用利回り	105

4 預け金利息、有価証券利息（公社債利息、外国債利息）、預託金利息、貸付金利息、 コールローン利息、買現先利息、その他、合計等の区分ごとの利息収入明細	105
5 有価証券の種類別（国債、地方債、社債（うち公庫公団債等）、外国債、その他の証券、合計等 の区分をいう。）の残高、平均残高及び残存期間別残高	105-106
6 外貨建資産（公社債、現金預け金・その他、小計）、円貨額が確定した外貨建資産（公社債、現金 預け金・その他、小計）、円貨建資産（公社債（円建外債））の区分ごとの海外投融資残高	108
7 外国債の地域別及び通貨別構成	108
8 貯証率の期末値及び期中平均値	112
9 預金者貸付、国債等担保貸付、地方公共団体貸付及び郵便業務への融通の区分ごとの貸付金の 残存期間別残高	108
10 担保の種類別（貯金、有価証券及び信用の区分をいう。）の貸付金残高	109
11 地方公共団体貸付の対象別（郵便貯金法施行規則（平成十五年総務省令第八号）第七条第二項 第二号の規定に基づき総務大臣が通知する対象の区分をいう。）及び都道府県別の 貸付金残高	109-111
12 貯貸率の期末値及び期中平均値	112
4 業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	28-31
ロ 法令遵守の体制	26-27
5 直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ 郵便貯金業務の区分に係る貸借対照表の内訳、損益計算書の内訳及びキャッシュ・フロー計算書の内訳	77-83
ロ 債権（貸付有価証券及びその未収利息をいう。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、 決算期において次に掲げるものに区分することによって得られた各々の金額（決算処理後の金額とする。）	
（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に 陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）	84
（2）危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、 契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。）	84
（3）正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（1）又は（2）に掲げる 債権以外のものに区分される債権をいう。）	84
ハ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
（1）有価証券	84-86
（2）金銭の信託	86
（3）債券先物取引、債券オプション取引、先物外国為替取引及び通貨オプション取引	86
ニ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	87
ホ 債権償却の額	87

日本郵政公社法施行規則 第44条（連結決算関係）

該当ありません。

索引

	アクションプラン・フェーズ2	25		ニュー福祉定期郵便貯金	42,57	
あ	役務取引等の取扱状況	12-13	な	年金配達サービス	42	
	沿革	72-73		年度経営計画（郵便貯金業務）	24	
	お客さま相談窓口	124-128		非課税制度	121	
か	外貨両替	60,97-100	は	ひまわりサービス	46	
	介護貯金	42,57		ボランティア貯金	47,57,94	
	確定拠出年金の取扱状況	67		本社・支社の所在地	70	
	環境への取組	40-41		本人確認	121	
	キャッシュカード再発行手数料等	60		窓口・ATMの取扱時間	64-65	
	金銭の信託の運用状況	112-116		ま	マルチペイメントネットワークサービス	62
	金利の設定	35			メルパルク（郵便貯金会館）	70-71
	権利消滅	92,123			郵貯インターネットホームサービス	61-62
	国際交流	49			郵貯モバイルサービス	61-62
	国債の販売	60,66,101			郵便為替	12-13,58-59,94,96
国際ボランティア作文コンクール	48	郵便局1局当たりの指数	103			
国際ボランティア貯金	47,57,94	郵便貯金会館（メルパルク）	70			
個人情報保護への取組	37	郵便貯金カード紛失センター	126			
こども郵便局	45	郵便貯金残高等	12,87-91			
コンプライアンス（法令等の遵守）	26	郵便貯金資金の運用	17,32-34			
さ	災害義援金の送金料金の無料取扱い	44	や	郵便貯金取扱局数	63	
	災害ボランティア口座	44		郵便貯金の口座数等	92,93	
	財務の状況	14-17		郵便貯金の種類別預払状況	92	
	商品・サービス	57-62		郵便貯金ホームページ	50	
	情報公開窓口	52		郵便貯金利子端数計算方法の見直し	123	
	職員数	87		郵便振替	12-13,58,94-96	
	職員1人当たりの指数	103		預金者貸付状況	109	
	送金サービス	12,58-59,94-97		預入限度額等	120-121	
	組織の概要	54-55,69		ら	リスク管理への取組	28-31
	宝くじの販売状況	60,102			旅行小切手（トラベラーズチェック）	60,97,99-100
た	地域の皆さまとの交流	45	わ	「私のアイデア貯金箱」コンクール	45	
	地方公共団体貸付残高	109-111		A	ATM・CD提携サービス	60-61,102
	中期経営目標・中期経営計画	22-23			ATM設置台数	64
	通帳（証書）やキャッシュカードの紛失	126		J	JPSの取組	39
	デビットカードサービス	61			P	Pay-easyサービス
	点字による各種サービスの提供	43				
	投資信託の販売	18-19				
	都道府県別地方債運用状況	107				
	都道府県別郵便局数（郵便貯金）	63				
	都道府県別郵便貯金残高・貸付残高・住民1人当たりの郵便貯金保有額	93				

日本郵政公社

〒100-8798

東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

TEL : (03)3504-4411

URL : <http://www.japanpost.jp/>



この冊子は、古紙配合率100%再生紙を使用し、
アロマフリータイプ大豆油インキで印刷されています。